

第5章

商品標識の規制 —商標法を中心に—

I 概 説

1. 序

およそ、商品標識を規制する法の目的は、その商品標識の権利者の保護とその商品標識により商品を識別する消費者の保護の調和にある。即ち、商品標識に蓄積する業務上の信用に財産的価値を認めて商品標識の権利者にその処分権を与える一方、需要者をして商品の誤認混同を生ぜしめる行為を規制することによって、商品流通秩序の維持をはかる目的を有している。

ところが、近時の国際通商の興隆により、商品は単に国内市場のみにとどまらず、国際的にも流通するところとなっている。また、ここでいう商品は、所謂有形のものに限らず、無形の商品たるサービスも国際化している。しかし、仕向国における商品標識の権利者の保護が充分に整備されているにもかかわらず、自国内での外国権利者の保護が不充分では、当然通商摩擦が生じてくる。

かかる意味において、商品標識を規制する法にあっては、単に国内的流通秩序における権利者の保護と需要者の保護という対置関係のみならず、国内的流通秩序と国際的流通秩序の調和をも考慮した整備がなされなければなら

ない。事実、先進国においても、イギリスにおける1986年のサービスマーク登録制度の採用、アメリカにおける「Intend to use」出願の施行による使用主義と登録主義の調整、さらに我が国も国際分類およびサービスマーク登録制度の同時採用に向けて着々と進行している等、いよいよ国際的ハーモナイゼーションの潮流が急を告げている。

かかる状況下にあって、商標法および未登録商標の保護に関する周辺法に限定し、アジア NIEs における商品標識を規制する法の主要項目をあげて比較検討しつつ、アジア NIEs が近年、商品標識を保護、規制するためにどのように法整備してきたかを探るのが、本章の目的である。

2. 法整備の変遷

(1) 韓 国

1949年11月28日法律第71号により現行商標法が成立している。その後、53年3月11日法律第480号、63年3月5日法律第295号、73年2月8日法律第2506号、73年12月31日法律第2659号、76年12月31日法律第2957号、80年12月31日法律第3326号および86年12月31日法律第3892号の7回の法改正がなされている。また、61年12月30日の制定以来、一度も改正されていなかった不正競争防止法についても、法律第3897号をもって改正され、86年12月31日に公布、翌87年1月1日に施行されている。これらの法改正は、韓国とアメリカとの通商摩擦を端緒として85年11月アメリカ大統領がアメリカ合衆国通商法301条に基づき、アメリカ通商代表部(USTR)に韓国の知的所有権保護の実態調査を指示し、86年7月21日付の米韓通商協定の締結により、知的所有権の保護強化がはかられたことに基づくものである。商標法の主要な改正点は、使用許諾制度の見直しと侵害者に対する罰金の増加であり、不正競争防止法の主要な改正点は、法体系の改編と不正競争行為に対する行政官庁の積極的指導、啓蒙の法的根拠を与える点にある。

1989年7月5日の韓国特許庁公告によると、(イ)商標権者と使用権者の権益

および便宜をはかるため、営業と分離した商標権の譲渡を認め、使用権を専用使用権と通常使用権とに区分し、専用使用権者に差止請求権と損害賠償請求権を認める、(ロ)パリ条約遵守のため、公共機関の監督用および証明用の記号等の保護制度を新設する、(ハ)使用商標の保護強化と不使用商標の他人による使用を確保するため、商標登録の一部無効、一部取消の審判制度を新設し、また不使用取消審判では不使用期間を3年に延長するとともに立証責任の転換を図る等の法改正をする予定となっていたが、同年12月16日に成立し（法律第4210号）、90年1月13日公布され、90年9月1日より施行される（商標法改正法律（案）立法予告、AIPPI 第34巻第8号、32ページ以下）。

なお、本章では1990年改正法（公布日を基準）に規定する条文を基礎として言及する。

(2) 台 湾

台湾の商標法は、1930年に公布、翌年の31年に初めて施行されたが、72年7月4日に大幅な改正が行なわれ、サービスマーク登録制度を導入とともに商品類別の改正が行なわれ、その後が83年1月26日、85年12月1日および89年5月26日に改正・施行されている。83年の改正では、(イ)商標の使用的定義への「輸出」「広告宣伝」「輸出品への外国文字の使用」の追加、(ロ)商標名称の保護範囲の明確化、(ハ)商標権の消滅原因として存続期間満了、営業の廃止、権利者の死亡の列挙、(ニ)更新登録出願の審査の明確化、(ト)不使用取消期間の延長、(ヘ)無効審判の請求理由の見直しと除斥期間の短縮、(ト)侵害行為への刑罰の加重、未登録外国周知商標の保護、侵害品の処罰・没収が、また85年の改正では、(イ)商標権者の侵害予防請求権、(ロ)損害額の推定、(ハ)刑事罰の強化、(ニ)外国法人への告訴権の認容が主要な改正点である。さらに、89年の法改正では、(イ)出願人に対する営業範囲の証明書提出の義務付け、(ロ)異議申立ておよび無効審判における利害関係人の定義、(ハ)侵害品の没収の拡大、(ニ)商標代理人制度の制定等の改正を行なっている。

(3) 香 港

香港の商標登録制度は、1873年に創設されている。驚くことに、イギリスの商標登録制度が創設された2年前のことである。商標条例は、1905年のイギリス商標法を継受し1907年条例第40号として成立した。イギリス商標法は、1919年にA部登録とB部登録を採用した後、1938年にイギリス現行法が成立し、防護商標および比較広告の禁止が盛り込まれたが、第2次世界大戦後の1954年、漸く香港においてA部登録とB部登録等、1919年および1938年のイギリス法を継受した現行法が54年条例第47号として成立し、55年1月1日に施行されるに至った。その後、77年11月16日および86年9月1日に一部改正・施行されている。

(4) シンガポール

シンガポールにおける商標法は現行イギリス法を継受し、1938年法律第38号として成立し、1939年2月1日に施行されている。その後、1939年法律第21号、41年法律第58号、47年法律第4号、52年法律第37号、55年法律第5号、58年法律第31号および59年法律第72号による改正、および、75年法律第18号による消費者保護法(Consumer Protection (Trade Description and Safety Requirements) Act)の改正を経て、85年にこれらの法改正を統合、整理している(*Statute of Singapore, Chapter 332*)。

なお、韓国は、1979年3月1日にWIPO条約、80年5月4日にパリ条約に加盟しており、香港には、77年11月16日以降、パリ条約(ストックホルム条約)が適用されている(第3章、79ページ参照)が、台湾およびシンガポールはパリ条約には加盟しておらず、これらの地域または国については、同条約に基づく優先権主張はできない。

II 商標の概念

1. 商標の定義

韓国商標法は、保護対象としての商標の定義に、自他商品識別の目的を取り入れている。即ち、「商標とは、商品を業として、生産、製造、加工、証明又は販売する者が自己の商品を他人の商品と識別させるために使用する記号、文字、図形又はそれらの結合（以下「標章」という）したものをいう。」（第2条第1項）と規定されている。これにより、保護対象としての商標が明確であり、単に商品や商品の包装に使用されただけでは商標の使用には該当せず、自他商品識別の目的で使用していることが必要になると解される。

台湾では、商標の成立要件としてではなく、登録要件としての商標の定義がなされている。即ち、「商標は商標見本を基準とし、それに使用される文字、図形、記号またはその結合は、特別顕著なものからなるものとし、またこれに施すべき色彩も指定しなければならない。」と規定している（第4条）。ここに「商標見本」を基準とする意義は、商標登録出願の際には、1930年の商標法発足以来、商標見本に記載するしないにかかわらず、所謂商標名称をつけることが要求されている。この商標名称とは、商標を呼称しうる名前のことであり、72年の改正までは、この商標名称に商標権の効力が及ぶと解されてきた。しかし、商標見本に入れていない商標名称に商標権の効力が及ぶというのは、如何にも不自然であるとの反対論が強く、72年の法改正により「商標見本に入れていない商標名称はこの法律による保護を受けられない」（第34条）と改められた。なお、外国人は、外国語のみを構成要素とする商標でも出願できる（第5条第2項）。

香港商標条例とシンガポール商標法は、ともに標章と商標について定義している（香港商標条例第2条(1)、シンガポール法第2条）。標章とは、「図案、記

号，頭書，ラベル，引札，名称，署名，語，文字若しくは数字，またはこれらの結合」をいい，商標とは，原則として，「商品と商標権者又は登録使用権者との間の取引上の関係を，その者の同一性を表示すると否とにかかわらず，表示する目的をもって又は表示するために，その商品に関連して使用しまたは使用しようとする標章」をいう。

このように，商標法上の保護対象としての商標の成立要件として，商標が法上定義されているのであるが，台湾以外では自他商品識別あるいは出所表示に関する使用者の主觀的意思が保護対象としての成立要件のひとつとなっているのに対し，台湾ではかかる主觀的意思は，出願の要件として規定されている点（第2条）が異なる。

2. 商標の種類

（1）団体標章

法上，団体標章を規定しているのは，韓国のみである。即ち，1980年の法改正により，「同種業者及びこれと密接な関係がある業者が設立した法人がその監督下にある団体員の営業に関する商品またはサービス業に使用させるための標章」と定義されるに至った（第2条第3項）。韓国における登録要件上の使用意思は，我が国と異なり，「自己の業務に係る商品を表示する」ものであることを要件とされていないため，登録要件上の使用意思に関して問題が生ずることはない。しかし，出願時に，大統領令が定める団体標章の使用に関する事項を定めた定款を提出することが要求されている（第9条第3項）。

（2）業務標章

業務標章の概念を導入しているのも，韓国のみであり，「非営利の業務を営む者がその業務を表象する標章」と定義されている（第4条）。いわば我が国における非営利公共団体等の出願と同質であるが，業務とともに譲渡する

ことを認めている（第54条第7項）点で、我が国が非営利公益団体と非営利公益事業との間に差異を設けているのと異なる。

（3）連合商標

韓国の連合商標は、自己の登録商標または出願商標に類似する商標であって、同一区分内の商品に使用するものであることが要求され（第11条第1項）、商品区分を異にする連合商標は認められない（同条第3項）。

香港およびシンガポールの連合商標は、自己の登録商標または出願商標と同一または公衆を欺瞞しもしくは混同を生ずるおそれがある程度に類似する商標であって、同一または同一種類の商品に使用する場合に、連合商標として認められる（香港第24条、シンガポール第26条）。なお、香港およびシンガポールにおける連合商標の類型として、結合商標と連鎖商標がある。結合商標とは、商標の一構成部分について専用することを主張する場合に当該一構成部分を別個の商標として登録することが認められる商標である（香港第25条、シンガポール第27条）。連鎖商標とは、同一または同一種類の商品に関する二以上の商標が要部において類似する商標である（香港第26条、シンガポール第28条）。

台湾における連合商標は、類似の商標を同一商品または同類（同一類別内）の商品に使用する商標（第22条第1項）である点で韓国の連合商標と同質である。

連合商標相互間の関係は、韓国、香港およびシンガポールにおいては、対の関係として、相互に連合となるのに対し、台湾における連合商標と防護商標は、相互に対の関係となるのではなく、先登録または先願の商標が正商標となり、連合商標および防護商標が正商標の従属的関係に立つ点で異なる（第22条第3項）。

なお、連合商標の使用により登録商標の使用とみなされる点では共通している（韓国第42条第2項但書第2号、同第45条第1項第3号、台湾第31条第2項、香港第38条、シンガポール第29条）。

(4) 防護商標

台湾においては、類別を異にする同一商標であって同一または類似の性質を有する商品に使用する場合、これを防護商標として登録することが認められている（第22条第2項）。したがって、台湾における防護商標は、使用を前提とした制度である点で、我が国の防護標章とは性質を異にする。

香港およびシンガポールにおける防護商標は、使用を前提としない（香港第56条、シンガポール第41条）点で、我が国における防護標章制度と同様であるが、我が国の防護標章の登録要件と比べ、その周知・著名となった商標が創造された語もしくは考案されたものであること（香港第55条）、または考案された語であること（シンガポール第41条）が法上規定されている点で厳格である一方、香港における防護商標は、商品の出所混同のおそれがなくとも、著名性が害されるおそれがある場合に登録が認められる（香港第55条）点で、より著名商標の保護が厚い。また、防護商標とその原登録商標とは相互に連合商標となる（香港第56条、シンガポール第41条(3)）。

なお、韓国には防護商標の登録制度はない。

(5) 証明商標

香港およびシンガポールでは、商品の産地、原材料、生産方法、品質、精度その他の特性に関して証明された商品を他の証明されない商品から区別するために適当な商標を、証明商標としてA部登録を受けることができる（香港第64条、シンガポール第68条）。ただし、当該証明された商品の取引業者の名義で登録することはできない。

3. 商標の使用

「輸出」行為が商標の使用と認められる点は、アジア NIEs に共通の特徴である（韓国第2条第1項第6号、台湾第6条第1項、香港第39条、シンガポー

ル第40条(2))。その結果、商品または商品の包装に商標を付したものと譲渡または引き渡す目的で輸出する行為は、それ自体商標の使用行為となり、国内における流通を必要としないこととなる。

韓国では、商標が商品に付されていない状態が掲載されている商品広告であっても、商標と商品が的確に把握できれば、商標の使用と認められている。

台湾では、テレビ、新聞等の広告や展示会への出品がそこに商品拡販の意図が認められれば、使用と擬制される（第6条）。これらは、マスメディアの急速な発展および国際貿易の必要性から、1983年の法改正により追加された規定である。なお、実際に販売されていない状態での広告行為が使用に該当するか否かは問題であるが、「広告」が外国商品の関税との関係に基づき、追加されたとの趣旨からすると、使用に該当する可能性が高い、と解されている（日本特許協会編集発行「台湾における工業所有権事情」、29ページ）。

香港およびシンガポールでは、更新時の使用証明は要求されていないため、取消免責の要件としてのみ商標の使用が問題となる。香港では、標章の使用と商標の使用についてそれぞれ定義されており、標章の使用とは、標章の印刷その他の視覚的表示の使用をいい、商標の使用とは、商品または商品と物理的その他の関係における標章の使用をいう（第2条(2)）が、シンガポールにおいては、「使用」についての直接的な定義規定はない。

4. サービスマーク

サービスマークの登録制度を採用しているのは、韓国および台湾であり、香港およびシンガポールにはサービスマークの登録制度は未だない。なお、イギリスが1986年にサービスマーク登録制度を採用したことに伴い、香港では、近々サービスマーク登録制度の採用を目指している（〔1989〕4 EIPR, D-65ページ）。

韓国商標法は、サービスマークを「サービス業を営む者が自己のサービスを他の者のサービスと識別させるために使用する標章をいう。」と定義して

おり（第2条第1項第2号），商標法に特別の規定がない限り，商標に関する規定が準用される（第2条第2項）。韓国におけるサービスの分類は12に区分されており，その詳細は次のとおりである。第101類「広告業」，第102号「金融業」，第103類「保険業」，第104類「土木・建築業」，第105類「修繕業」，第106類「通信業」，第107類「放送業」，第108類「運送業」，第109類「倉庫業」，第110類「特殊加工業（他人の物品を委託により加工する業）」，第111類「演芸業」，第112類「第101類乃至第111類に属しない業」

また，商品とサービスとの間の類否，サービスとサービスとの類否等については，両者間に出自混同のおそれがある場合には拒絶され（第7条第1項第10号），取消審判による取消の対象となる（第73条）。商標登録出願とサービスマーク登録出願との間の出願変更は認められない（第19条第5項）。

台湾におけるサービスマーク登録制度は，1972年の法改正により採用されている。サービスの分類は当初，8分類されていたが，87年10月19日の改正により4分類増加して，12分類とされている。その内容は，第1類「教育および娯楽」，第2類「新聞および通信」，第3類「銀行および保険」，第4類「運輸および倉庫」，第5類「広告および宣伝」，第6類「建設および修繕」，第7類「飲食・宿泊および旅行」，第8類「製品のオファー，入札の代理，市況情報の提供および証明」，第9類「撮影および印刷」，第10類「美容」，第11類「コンピュータプログラムの設計およびデータ処理」，第12類「他の類に属しないサービス」である。新サービス区分では，上記第8類から第11類までが新設された区分である。

台湾におけるサービスマークに関する規定は，商標法において商標に関する規定を準用する形式でなされている（第67条，細則第32条）が，商品とサービスマークの類否等，運用上不明な点が多い。

III 登録要件

1. 登録要件

(1) 特別顯著性

特別顯著性乃至自他商品識別力は、それぞれ登録要件となっている（韓国第6条第1項各号、台湾第4条、香港第9条(1)、シンガポール第10条）。

韓国における特徴的な規定は、自他商品識別力なき商標の一として、「顯著な地理的名称、その略語または地図のみからなる商標」（第6条第1項第4号）が商品の産地表示（同第3号）とは別個に列挙されている点であり、商品の産地、販売地のみを規定している我が国よりも広範である一方、顯著であることの要求している点でより一般需要者の見地に立った規定であるといえる*。

* 韓国では、1981年8月31日に特許庁例規第81—2号として商標審査基準が制定されており、83年11月4日に改正されるまでは特許庁の内部指針として運用されていた。その後、88年3月14日に改正されている。88年改正の特別顯著性に関する主要点は、(イ)文字商標の結合商標にあって、各構成文字が商品の品質表示であるとしても、文字と文字とが結合することにより新たな観念が生ずるとき（例えば、“Miss COTTON”を女性用の綿織物を指定商品として出願する場合、“Miss”と“COTTON”はそれぞれ商品の用途・品質を表示するにすぎないが、全体として「綿の娘」のごとくまったく異なる観念を生ずるとき）は、自他商品識別力を有するとされた点、(ロ)漢字一字からなる商標は、原則として極めて簡単でかつありふれた標章のみからなる商標から除外された点、および、(ハ)自他商品識別力なき商標の総括規定の例示として、挨拶の言葉と人称代名詞を追加した点である。

台湾における登録要件としての特別顯著性（第4条）は不登録事由（第37条）に具現化されている。即ち、同一の商品について習慣上通用されている標章と同一または類似であること（同条第1項第8号）、または、文字、図形、

記号またはそれらの結合が、登録出願の商標に使用される商品についての説明を表すもの、あるいは商品自体の習慣上通用されている名称、形状、品質、効能を表すもの（同項第10号）に該当するときは商標登録を受けることができない。

香港およびシンガポールは、商標原簿をA部とB部に分けられ、登録要件と効力に差異がある。A部登録の要件である「特別顯著性」については、証明商標を除き、次の要件を含むか、あるいは少なくともその1からなるものでなければならない（香港第9条、シンガポール第10条）。(イ)特殊な態様で表示された会社、個人または団体(firm)の名称、(ロ)出願人またはその営業上の前権利者の署名〔なお、香港では中国語の署名は認められない（香港第9条(1)(b)）〕、(ハ)創作された語、(ニ)商品の性質もしくは品質を直接表示せず、または、地理的名称もしくは氏姓でない語、(リ)その他特別顯著な商標（ただし、氏名もしくは名称、署名、または語であって前記(イ)乃至(ロ)に該当しないものは、その特別顯著であることを証明しない限り、登録されない）*。

* 香港において、使用の如何にかかわらずA部登録が認められないとされた事例として、「Electrix」（電気掃除機）（Electrix's TM [1959] *Reports of Patent, Design and Trademark Cases*, 以下, *RPC*という, p. 283）、「Perfection」（石鹼）（Crosfield's TM [1910] *RPC*, p. 837）等がある。また歯磨きに使用される商標「Aquafresh」は自他商品識別力のない語の結合にすぎないとして拒絶されている（Aqua Fresh TM, P. Murphy, 12 November 1976）。なお、「商品の性質または品質を直接表示する語」の繰りを若干変更しても、原語の意味を伝達する意図を有するものと認められるときは、登録されない。商標「Favorit」が“Favourite”的偽装またはミススペルの偽装にすぎないとして拒絶された事例がある（Favorit TM, J R Booth, 7 June 1982）。

香港とシンガポールにおけるB部登録の場合は、(イ)指定商品について2年以上、当該地域において、当該商標が善意に使用されていること、(ロ)商標がその指定商品を他人の商品と識別する可能性を有していると登録官が認めるものであることが必要である。なお、シンガポールにおいてはイギリスでB部登録されている場合には、そのままB部登録が認められる（シンガポール第12条(1)）。

(2) 類似と需要者欺瞞

韓国および台湾は、我が国と同様、先願主義を採用しているため、先願の登録商標と同一または類似の商標で、その登録商標の指定商品と同一または類似（台湾では同類）の商品に使用するものは、商標登録を受けることができない（韓国第7条第1項第7号、台湾第37条第1項第12号）。また、商標または商品の類似範囲を越えて需要者を欺瞞させるおそれのある商標もまた、商標登録を受けることができない（韓国同項第11号、台湾同項6号）*。さらに、台湾では、他人の登録商標を自己の商標の一部として、同一または同類の商品に使用するものも、商標登録を受けることができない（同第13号）。

* 台湾では、審査基準（1981年12月15日制定、85年10月2日修正）が設けられており、商標近似審査基準と公衆欺瞞誤認に関する審査基準がある。商標近似審査基準によると、商標が外観、觀念、称呼のいずれか一つにおいて類似であるときは類似商標とされる。また、公衆欺瞞誤認に関する基準によると、「公衆を欺くおそれ」とは、台湾で既に登録されかつ著名である他人の商標を模倣して、これを同一または類似の性質の商品に使用することにより、その商標を付した商品が他人の生産、製造、加工、選択、卸売、仲買に係る商品であると誤認されて購買されるおそれがあることをいう。例えば、商品「香水」に使用されている周知商標「BOURJOIS」に対し、他人が「化粧石鹼」に使用する商標「BOUJOIS」は、公衆を欺くおそれがある。「公衆の誤認を生ずるおそれ」とは、商標自体がその商品の性質、品質、産地について誤認を生じさせることにより、または、その商品が他人の生産、製造、加工、選択、卸売もしくは仲買に係るものであると誤認されることにより、商品が誤って購買されるおそれがあることをいう。例えば、「王奈及利亜／Onenigeria」はその商品がナイジェリア産であるかのごとく誤認されるおそれがある。なお、同基準はサービスマークにも準用されている。

香港およびシンガポールでも、他人の所有に係り、かつ登録された商標と同一または誤認混同を生ぜしめる程度に近似する商標を、その指定商品と同一または同一種類の商品について登録することは、原則として許されない（香港第20条、シンガポール23条）。

しかし、これには例外があり、抵触関係にある商標であっても、善意によ

る使用その他特別の事情が存する場合には、併存登録が認められる場合がある（香港第22条、シンガポール25条）。したがって、ただ単に先願であることをもって登録されることとはならない点で先願主義とはいえず、先使用主義を基調としているといえる。

（3） 使用意思

アジア NIEs では、いずれも出願人が現実に使用していることは登録要件とされず、使用意思があれば足りるとされている（韓国第3条、台湾第2条、香港第13条、シンガポール第11条）。ただし、これには例外があり、香港およびシンガポールでは、出願人が設立中の会社のために、自己の名において出願をする場合（香港第18条(1)(a)、シンガポール第11条(7)(a)）、および、出願と同時に使用権登録申請をする場合（香港同項(b)、シンガポール同項(b)）には、出願人の使用意思は問題とされない。

（4） 外国商標との関係

韓国では、1988年に改正された商標審査基準により、需要者欺瞞（商標法第7条第1項第11号）の説明として「国内商品を外国商品と混同させる等需要者を欺くことをいう」と明示されている。これにより、未登録の外国商標で著名商標とはいえないまでも国内である程度認識されている商標を第三者が出願した場合には、拒絶されると解される。

台湾では、他人の著名標章と同一または類似であり、これを同一または同類の商品に使用するものは、拒絶される旨規定されている（第37条第1項第7号）ので、この規定により、外国著名商標と同一または類似の商標登録出願は拒絶される。この規定は、1983年の法改正により、追加されたものであり、著名商標の認定基準は経済部により行政院の許可を経て定められる（同条第3項）。

香港およびシンガポールでは、商標の所有者にのみ出願権を認めており（香港第13条、シンガポール第11条），外国著名商標の冒用出願は拒絶されると

解される。さらに、香港では、商品の原産国または原産地における登録商標と抵触関係に立つ商標は、異議申し立てをまって、登録が拒絶される（第23条）。

2. 出願

(1) 出願適格

韓国商標法は、出願人適格として「国内において商標を使用する者または使用しようとする者」（第3条）と規定しており、登録要件としては使用意思を有していれば足りるが、在外者については、我が国同様、商標管理人によらなければならない（第5条で準用する特許法第5条）。

台湾商標法では、「自己の生産、製造、加工、選択、販売または取扱に係る商品を表象するため商標を専用しようとする者」に、出願適格を認めているが、出願時に法人登記の営業範囲証明書を添付する必要がある（第2条）。本国人は、自然人でも法人でも、権利能力を有する事業者であれば出願適格を有するが、外国人については、台湾と商標に関する相互保護条約または協定を締結していない場合、または当該国内法により台湾人の出願適格を認めていない場合には、出願を受理しない旨規定している（第3条）。しかし、実務上は日本国籍を有する者を含め、出願が受理されている。

香港およびシンガポールでは、何人も出願適格を有する（香港第13条、シンガポール第11条）。

(2) 商品区分

韓国における商品分類は、韓国独自の分類方法を採用しており、現在、商品の53分類およびサービスの12分類からなり、商品の各分類はさらに副分類に分けられている。

台湾における類別の意義は重要である。即ち、商標登録出願をするときには、商品とともに類別を指定するが（細則第27条第2項）、商標権はその類別

に属するすべての商品に及ぶことになる（第21条第2項）。換言すれば、同一類別中の商品は一律に類似商品とみなされる。商品分類は1973年6月13日の商標法施行細則の改正により、従来の250の類別が103に縮減され、併せてサービスマーク登録制度の導入によりサービス分類8類が新設された。さらに、87年10月19日の施行細則の改正により、従来の商品分類が103分類から95分類に縮小されるとともに、サービス分類を12分類に増加されている。

香港およびシンガポールは、国際分類を採用している。

IV 商標権

1. 存続期間

韓国および台湾の商標権の存続期間は、登録日から10年である（韓国第42条第1項、台湾第24条第1項）。なお、台湾における商標登録は、3月の公告期間満了日の翌日になされ、商標公告の現在の実務は、毎月1日および16日になされるから、毎月1日または16日が商標権の効力発生日である（財団法人交流協会「台湾の知的所有権法」、53ページ）。また、台湾の連合商標および防護商標の存続期間はその正商標の存続期間をもって基準とされ（商標法施行細則第13条第2号）、独自の存続期間を有しない。即ち、正商標に従属する。

これに対し、香港およびシンガポールの存続期間は出願日から7年であり（香港第17条(1)(2)、シンガポール第21条、同第32条）、最終登録日から14年ごと更新することができる（香港第45条、シンガポール第34条）。香港およびシンガポールにおけるA部登録は、その登録が詐欺により取得されたものでないとき、その使用が公衆を欺瞞する意図をもってなされているとき、または司法裁判所が保護を与えるに値しないとき等の場合を除き、登録日から7年を経過したときに商標権の確定的効力を有する（香港第30条、シンガポール第48条）。しかし、B部登録については、かかる確定的効力を有しない（香港同条(2)、シン

ガポール同条)。

2. 更新

更新登録出願は、各国相違しているが、起算日が存続期間満了日である点では共通しており、韓国は存続期間満了前1年以内(第43条第2項)、台湾は6カ月以内(第25条)、香港およびシンガポールは3カ月以内(香港規則第57条、シンガポール規則第59条)に更新登録出願をする必要がある。

韓国においては、更新出願前3年以内の商標の使用を立証する必要がある(第43条第1項第3号)。使用証明の実際的内容は、我が国の使用証明とほぼ同様であり、写真、カタログ、取引書類等により更新が可能である。なお、1988年の審査基準の改正により、不使用正当理由の範囲を定めた。即ち、(イ)天災地変、(ロ)他の法令による許可または認可手続の遅延(但し、その遅延が許可認可機関の事情による場合に限る)、(ハ)他の法令による商品の輸入禁止および商標の使用禁止等に準ずる場合、(ニ)火災、破壊、その他これらに準ずる場合である。

台湾においては、正当な理由なしに更新登録出願前2年以上不使用の場合は、更新できない。また、その証明は、台湾市場における使用状況、商品、日付および製造者名を確認できる証拠が要求される。なお、更新登録出願に伴う使用証明の提出は、1983年の法改正により創設された規定である(第25条の1)。また、公益的不登録事由の一として、同一の商品について慣習上通用されている標章と同一または類似の商標は更新することができない旨規定されており(第37条第1項第8号)、自他商品識別力の有無が、更新時に公益的不登録事由の一として審査される点に特徴がある。

香港およびシンガポールでは、更新に際し使用事実の立証は要求されない。しかし、商標が実際に使用されているか否かは、更新時期にかかわらず、出願後5年以内に誠実に使用されていることが要求されており、使用事実の問題としては、より厳格であるといえる。

3. 商標権の効力

(1) 商標権の性質

韓国および台湾では、商標権は、設定登録により発生する（韓国第41条第1項、台湾第21条）。

一方、香港およびシンガポールでは、登録が有効であることを条件に独占排他権が付与され、その効力は出願日に遡及する（香港第17条、同27条(1)、シンガポール第21条、同45条(1)）。即ち、先使用主義を基調としており、設定登録により権利が創設されるのではない。したがって、登録前の侵害行為についても訴追ができるものの、商標登録により直ちに権利行使ができるのではない。

(2) 専用的効力と禁止的効力

商標権者が商標登録により独占的に使用し得るのは、指定商品についての登録商標である点は、共通している（韓国第50条、台湾第21条、香港第27条、シンガポール第45条）。しかし、第三者の使用を禁止し得る範囲は、各法制により若干異なる。

韓国では、商標または商品の類似範囲の他、予備的行為について禁止権が認められている（第66条）。

台湾では、同一商品または同類の商品について登録商標と同一または類似の商標について禁止権が認められるが、他の類別で性質が同一または類似の商品については防護商標として登録することにより、独占排他権が認められる（第22条）。なお、商標名称が商標見本に含まれていない場合に専用権を有するか否かが争われていたが、1983年の法改正により、商標名称は、商標見本に含まれていない限り、保護されないことになった（第34条）。但し、前述したとおり、商標の類否判断に当たっては、商標見本に商標名称が含まれていなくても、その対象となる。

香港およびシンガポールでは、指定商品に関し、同一または類似の商標について禁止権が付与される（香港第27条、シンガポール第45条(1)）他、登録商標を付した商品を所持する者がその登録商標またはその商品に変更を加えて、その商品を流通に置き、または置こうとする行為を、一定の条件下侵害とみなしている（香港第32条、シンガポール第51条）。

(3) 民事的救済と刑事的制裁

韓国では、商標権者は、商標権を侵害する者または侵害をするおそれがある者に対し、差止請求権（第65条）を有しており、故意または過失により商標権が侵害されたときには損害賠償を請求することができる（第67条）。なお、商標登録表示（第57条）があれば、侵害者の故意が推定される（第68条）。さらに、故意または過失による侵害により商標権者の業務上の信用が損なわれたときには、商標権者の請求により、信用回復の措置を求めることができる（第69条）。また、刑事上の制裁としては、侵害行為をした者は5年以下の懲役または2000万ウォン以下の罰金に処せられる（第93条）。なお、この罰金刑は、旧法下1000万ウォン以下であったのが1986年の改正により加重されている。

台湾においても、民事上の救済方法としては、損害賠償請求および差止請求がある（第61条）。損害賠償については、損害額の推定規定があり（第64条）、差止の方法としては、侵害排除と予防、さらに関係書類の廃棄がある（第64条）。刑事上の制裁としては、5年以下の懲役、拘留、または5万元以下の罰金刑である侵害罪（第62条）の他、台湾固有の罪刑として、3年以下の懲役、拘留または3万元以下の罰金刑である未登録の外国著名商標模倣罪（第62条の1）、侵害品の販売等の処罰（第62条の2）と没収（第62条の3）がある。

台湾においては、商標権の保護および模倣商品の取締りの強化を目的として、近年3度にわたり法改正が行なわれている。

1983年の改正においては、侵害阻止の実効をはかるために、商標権侵害の刑罰が加重され、自由拘束刑の刑期および罰金額の引上げをし、かつ、犯罪

に係る物品の没収に関する規定を新設した（改正第62条の2，追加第62条の3）。また、消費者の混同防止と商業上の名声維持を目的として、未登録著名商標の模倣に対する処罰の規定を追加した（追加第62条の1）。

1985年の改正では、商工業の急速な発展にもかかわらず台湾独自の商品開発が少なく、模倣の気風が根絶しないため、消費者の利益保護が不充分であること、またかかる模倣は商工業の成長と国際貿易の障害となっていることを考慮して、商標権の保護を強化するとともに、台湾の経済環境を考慮し、アメリカや日本等の立法例を参照して、法改正がなされている。まず商標権侵害防止請求権、および、善意で模倣商品を販売、展示または輸入した者の過失による連帯賠償責任に関する規定を追加したことである。これは、被侵害者の保護をはかるとともに、模倣商品の販売は模倣を助長する重大な要因であることを考慮したものである。ただし、販売者が商品の供給源を開示することによって被害者が賠償請求が可能になったときは、賠償額の減額または免除を認めている（改正第66条、第68条）。その他、非認許外国法人・団体の訴訟および当事者能力に関する規定の追加（第71条）や、商標事件の裁判の効率化をはかるための裁判所内の「商標訴訟法廷」の設置（第72条）がある。

このように、急速に法整備が進んでいるが、模造品はなお大量に出回っており、国際的な運動靴製造業者（Reebok, Adidas, Puma, Avia, Nike）が、台湾から香港、日本、アメリカおよびシンガポール向け輸出および、台湾市場での大量的模造品に苦情を呈していることを見て、Taiwan Footwear Association (TFA) は、国際貿易局に対し輸出前の商標検査権限を TFA に付与するよう要求している（[1988] 8 IPA, p. 23）。

1989年の改正では、従前の侵害品の没収は犯罪者の所有物に限られていたため、侵害品が被告個人の所有物ではなく会社や第三者の所有に係る場合、裁判所が没収の宣告をすることができなかつたので、「犯罪者の所有に属するか否かを問わず」没収できるよう改めた（第68条の3）。

香港およびシンガポールでは、商標権者は、第三者が指定商品に関し同一

または取引上公衆を欺瞞しもしくは混同を生ずるおそれがある程度に類似する商標を使用した場合に侵害訴訟を提起する権利を有する（香港第27条、シンガポール第45条）。したがって、指定商品に類似する商品について同一または類似の商標が使用された場合、商標法上の差止請求はできず、登録商標が著名である場合には、コモン・ロー上の詐称通用訴訟によることになる。さらに、先使用者に対し既得権を認めており、商標権者は先使用者に対し使用妨害・差止請求権を有しない（香港第33条、シンガポール第48条）。刑事上の制裁に関しては、香港では商標条例ではなく、取引表示条例（Trade Descriptions Ordinance, Chapter 362 of The Revised Edition 1987, Ordinance No. 69 of 1980）に規定されており、50万香港ドル以下の罰金または5年以下の懲役に処せられる（同法第18条）。シンガポールでは、2年以下の懲役または5000シンガポールドル以下の罰金に処せられる（第70条）*。

* シンガポールにおける1975年の法改正により追加された模造品の輸入、販売その他の行為（シンガポール第73条）に該当するか否かが争われた事例として、Reebok International Ltd v. Royal Corporation 事件がある。この事件は、日本法人ロイヤル株式会社（以下、RCという）が在庫超過になり、保管料削減のため、在庫品のReebokの模造品を名古屋からシンガポールに向けて船積みし、さらにそれを日本に再輸入しようとした。シンガポールの輸入業者である Rising Sports Pte Ltd. が荷揚げしたところ、Reebok の調査員は判事に対し再販の目的で Rising Sports Pte Ltd. が輸入したとして同社を告訴したが、RCは告訴されなかった。 Rising Sports Pte Ltd. は、再販の目的ではなく商標条例第73条の犯罪に該当しないから、捜査令状は無効であるとして高等法院に訴え、高等法院は捜査令状は無効と判示した。翌日、Reebok は、 Rising Sports Pte Ltd. に対し、商標権侵害に基づき訴えたところ、 Rising Sports Pte Ltd. は、一事不再理、反禁言等を理由に反訴をした。高等法院は、 Rising Sports Pte Ltd. に犯罪行為はないとの判示しても、RCに犯罪行為がないとは判示しておらず、また仮にRCに犯罪行為がなかったとしても、Reebokが商標権を保護するために民事訴訟を提起することは何ら妨げられないとして、Reebokの主張を認容している（High Court of SP, Suit No. 1685/88, Nov. 11 1988, unreported, [1989] 1 IPA, pp. 29~30）。

4. 並行輸入

韓国では、真正商品の並行輸入に関する法規定および判例がないが、法規定上、並行輸入を禁止する法規、規則がないので、認められると解される。

台湾では、並行輸入に関する規定はないが、並行輸入が認められた「FRISIAN FLAG」事件がある。この判決では、属地主義を踏襲すれば、真正商品の権限なき販売業者の輸入行為は台湾商標権の侵害に該当するが、商標法の目的は、商品の出所混同または品質誤認から消費者を保護することにあるから、輸入商品により消費者は出所の混同を生じていない、と判示されている ([1988] 10 IPA, p. 13)。

香港およびシンガポールでは、イギリスの Revlon Inc. v. Cripps & Lee Ltd. 事件 (1980 FSR 85) が判例法である。この事件は、商標の所有者であるアメリカの親会社によって商標が付された商品の輸入は、当該商標所有者の默示の合意があり、また需要者の品質誤認もないとして、並行輸入が認められた事例である。

シンガポールでは、逆に、並行輸入が認められなかった事例がある。Danish Fancy Food Group A/S v. Hock Seng Food Pte. Ltd. 事件である。原告は、訴外インドネシア法人の PT Mayora Indah に対しインドネシアの領域内に限定しつつ、商標「KJELDSENS」を付したバタークッキーの製造・販売および商標の使用許諾を与え、かつ、包装に「FOR SALE IN INDONESIA ONLY」と明記させた。被告がシンガポールで販売するためにインドネシアから KJELDSENS クッキーを輸入したので、原告は、仮処分命令と Anton Piller Order を得た。被告は、当該商品は並行輸入であるから、差止は不当であると反論したが、裁判所は、被告の主張を認めなかった。この事例に対し、Tan Tee Jim 氏は、Mayora は原告との使用許諾契約においてシンガポール登録商標の使用は許諾されておらず、原告はインドネシアで KJELDSENS 商標の使用をしていないので、インドネシアから輸入され

たバタークッキーについての KJELDSENS 商標の使用は商標法第45条(3)(a)による保護を受けない。さらに、「FOR SALE IN INDONESIA ONLY」の文言から原告が、インドネシア産のバタークッキーに対し、シンガポール登録商標 KJELDSENS の使用を認めていないことは明白である、と反論している (High Court of SP, Suit No. 2129 of 1988, Nov. 24 1988, [1989] 2 IPA, pp. 29~30)。

5. 効力の及ばない範囲

韓国における商標権の効力が及ばない範囲は、我が国とほぼ同様である。即ち、(イ)自己の氏名、名称、商号、肖像、署名もしくは印章、もしくは著名な雅号、芸名、筆名またはこれらの著名な略称を普通に用いられる方法で表示する商標、ただし商標権設定登録後、不正競争の目的で使用する場合は除く（第1号）、(ロ)登録商標の指定商品と同一または類似の商品の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状、価格、生産・加工、使用方法または使用時期を普通に用いられる方法で表示する商標（第2号）、(ハ)登録商標の指定商品と同一または類似の商品に慣用する商標または顯著な地理的名称もしくはその略語または地図からなる商標（第3号）については、商標権の効力が及ばない（第51条）。

台湾においても同様の規定があり、普通に用いられる方法で、自己の氏名、商号または商品の名称、形状、品質、効能、産地もしくは商品自体に関する説明を商品の上に付記するときは、他人の商標権の効力は及ばない（第23条）*。ただし、悪意をもって使用する場合は効力が及ぶ（第23条但書）。悪意であることは商標権者に立証責任がある。

* 著名商標の広告の際に使用された標章が、第三者の所有する登録商標と同一または類似である場合に、その使用は商標の使用態様でないから、当該第三者の商標権の効力が及ばないとされた事例として、PEPSI COLA “No. 1” 事件がある。この事件は、台灣法人が「アイスクリーム、サイダー、果実飲料、蒸留水および別類に属しない飲料等」を指定商品とする登録商標「No. 1（第一）」

を所有していたところ、ペプシコ社が「百事可樂」(PEPSI COLA) の広告の際に「No.1」「アメリカ第一」の標章を使用した場合に、同商標の使用が台湾法人の商標権の侵害にあたるか否かが争われた事例で、最高法院は侵害に当たらないと判示した。その理由としては、(イ)「PEPSI」商標の世界的著名性から「第一」商標を模倣する必要はない。(ロ)「No.1」「アメリカ第一」は客観的に出所混同を生じさせるおそれがない。(ハ)故意に他人の商標権を侵害する目的で使用されたものではない。(四)広告の使用態様を観察すれば、一般需要者は直ちにPEPSI COLA の広告であって「第一」の広告でないと理解できる。したがって、ペプシコ社の「No.1」「アメリカ第一」標章の使用は商標の使用態様ではないから、商標権の効力が及ばない（日本商標法第26条）とされた事例である（最高法院民刑事裁判選輯、796ページ）。

香港およびシンガポールにおいては、自己の名称もしくは営業所の名称または前主の名称もしくは営業所の名称の善意の使用、および、自己の商品の性質または品質の善意の記述であって、出所表示として認められるおそれのないものの使用については、商標権の効力は及ばない（香港第34条、シンガポール第52条）。また、先使用者およびその業務の承継人は、既得権として、使用を継続する権利を有する（香港第33条、シンガポール第48条但書）。

6. 商標権の移転

韓国における商標権の移転は営業とともにしなければならなかったが、1990年の法改正により、自由譲渡が認められるようになった（第54条第1項）。相続その他の一般承継以外は、その理由とともに移転の事実を日刊新聞に公告しなければならず（同条第3項）、公告日から30日経過後でなければ移転することができない（同条第4項）。商標権者が死亡した日から3年以内に相続人が移転登録をしなかったときは、商標権の消滅原因となる（第64条）。なお、連合商標の分離移転は許されない（第27条第2項）が、新たに指定商品の分割移転に関する規定が新設された（第54条第1項）。

台湾における商標権も、営業とともに移転しなければならず（第28条）、その財産的性質は希薄である。移転登録を申請するときには、「営業の同時移

転証明書」および「商標権者の営業継続証明書」の提出が要求されている（細則第19条）。しかし、実務的には、商標移転契約書中に「営業とともに移転」の文言と営業税支払証明等があれば足りる（前出「台湾の知的所有権」、59ページ）。なお、商標権の移転は1年以内に登録しなければならず、1年を経過してもなお登録申請をしなかったときに、商標登録の取消事由となる（第31条）点では、韓国と同様である。また、出所混同防止の見地および連合商標と防護商標の従属性質から連合商標および防護商標の分離移転は認められていない（第28条）。

香港およびシンガポールにおいては、原則として、営業と分離した商標権の譲渡が可能である（香港第41条(1)、シンガポール第42条(1)）が、営業と分離して譲受ける場合には、譲受人は、譲渡後6月以内に登録官の指示を求め、登録官の指示する形式および方法に従い、その指定期間内に譲渡公告をしない限り、譲渡の効力は生じない（香港同条(6)、シンガポール同条(7)）。また、連合商標として登録された商標または商標条例により連合商標とみなされる商標は、分離移転することができない（香港第44条、シンガポール第29条）。なお、類似関係に立つ商標の共有または併存は、それにより公衆の欺瞞または出所の混同を生ずるおそれがあるときには制限される（香港第41条(4)、シンガポール第42条(4)）。

7. 使用許諾制度

韓国における使用許諾制度は、1986年12月31日の公布、施行に係る法改正において、大幅な改正が行なわれ、商標権の財産権的性質が強化された点が重要である。

まず、形式上の点としては、商標法上の「通常使用権」の用語を「使用権」に置き換えた点である。これは、旧法下において専用使用権という概念が法上規定されていなかったにもかかわらず、それと対置関係にある通常使用権の用語のみが使用されているのは合理的でないと点、および、旧法下の通

常使用権者による使用は商標権者の使用とみなされ、通常使用権者に差止請求権および損害賠償請求権が認められており、事実上専用使用権に近似する概念であったにもかかわらず「通常」使用権とするのは不合理である、との点によるものである。また、共有に係る商標権の場合、使用権を設定するには、他の共有者の同意が必要である旨、明記された（第54条第6項）。

使用権に関する重要な法改正は、使用権の登録要件であった商品の品質の同一性要求を廃止したことである（旧々第29条第3項および同第4項の削除）。これは、商標権自体の財産権的性質を認め、商標の管理は商標権者に委ねられるべきであるとの思想に基づくものである。また、上述のとおり商標権に關しても、営業と分離した移転が認められていなかったが、1990年の法改正により、自由譲渡が認められるようになり、財産的性質が顕著になった。なお、外国商標の導入は、外資導入法の改正により、すでに自由化されている（金明信「韓国の知的所有権分野の現況」『特許管理』第38巻第3号、303ページ、第6章、220ページ参照）。

また旧々法下では、使用権を設定した場合、商標権者とともに使用することができる旨規定されていたが、1986年改正により「商標権者とともに」の文言が削除された（旧法第31条第1項）。これは特段の定めがない限り、商標権者による使用は留保されていると解されたためである。したがって、旧法下における「使用権」は、原則として、商標権者による使用を認めつつ、使用権に基づく権利行使を認めた（旧法第31条第1項）点で、合理的な規定であった。その後、1990年の法改正により、使用権が通常使用権と専用使用権に區別され、専用使用権者には差止請求権が認められるに至った（第65条）。

なお、使用権の移転は、相続その他の一般承継以外、認められていなかったが、86年の法改正により、商標権者の同意を条件に、譲渡等が可能となつた（第55条第5項、第57条第3項）。さらに使用権の取消は、従来特許庁長の行政処分として取り消されていたのが、審判請求による取消処分に変更されている（第74条）。

台湾における商標権は、原則として使用許諾することはできない（第26条）。

ただし、その商品の製造が権利者の監督支配を受け、その商品と同一品質の保持、および、経済部の条件（外国企業の商標使用許諾に関する処理基準）*に合致することを条件に、主務官庁の許可を得て、使用許諾することができる（第26条但書）。

* 外国企業の商標使用許諾に関する準則は、1980年6月12日に公布され、81年11月28日および85年6月3日に改正されている。外国企業が台湾企業に対し商標の使用許諾をする場合、その要件は極めて厳格である。即ち、まず使用許諾の対象たる商標は登録商標であることが必要である。使用許諾をしようとする外国企業は、同人またはその親会社もしくは子会社が外国人投資条例により、台湾内において合弁会社の設立認可を受け、かつ、その投資額が当該合弁事業の総資本額の20%以上であることが必要である。当該合弁事業の製品が登録商標の指定商品に属することも要求されている（同準則第2条、第3条）。また技術合作条例により技術合作の認可を受けている外国企業もまた、台湾内の合作者に対し商標の使用許諾をすることができるが、使用許諾の商品は技術合作に係る製品であること、および、技術合作期間に限定され、期間経過後は一定の条件に合致する場合のみ、使用許諾を継続することができる（準則第5条）。なお、社名商標はそれがフルネームの場合、使用許諾することはできず（準則第6条）、上記要件に合致しなくなった場合には、中央標準局は、職権によりまたは告発により、商標の使用許諾の許可を取り消さなければならない（準則第7条）。

香港およびシンガポールでは、商標の所有者に対し使用権の設定を認めている（香港第58条、シンガポール第30条）。商標の所有者および使用権の登録を受けようとする者は登録官に対し、所定の申請書に、(イ)商標権者と登録使用権者との関係、商標権者の管理義務内容、専用的または非専用的の区別、(ロ)使用予定商品、(ハ)商品の特徴、使用方法・使用場所の条件または制限その他の事項、(ニ)使用期間の有無等を記載した宣誓書およびその証拠書類を添付する必要がある（香港同条(3)、シンガポール同条(4)）。したがって、商標権者には品質管理義務が課せられており、公衆を欺瞞させるときは商標権を喪失するおそれがある（香港第30条、シンガポール第48条）。また、登録使用権者が許諾使用以外の方法または誤認混同を生ずるおそれのある方法により、その商標を使用したとき等の場合には、登録使用権者としての登録が職権または申請

により抹消される（香港第60条(1)(c), シンガポール第30条(8)(c)）。なお、登録使用者は、自己の権利が侵害されているときには、訴訟手続の開始を商標権者に請求することができ、一定の事実が存する場合、商標権者に代位しましたは商標権者を被告として訴訟手続を開始することができる（香港第59条, シンガポール第30条(3)）。

V 商標登録の取消と審判制度

1. 商標登録の取消または抹消

韓国では、商標登録の取消は審判制度によりなされる。取消審判の請求事由は、不使用取消（第3号）および不正使用取消（第2号、第8号）の他、使用権の設定登録をせずに他人に使用させたとき（第1号）、商標権の移転要件に違反した場合（第4号）、団体標章に関する規定に違反した場合（第5号、第6号）、パリ条約第6条の7に違反した場合（第7号）である（第73条第1項）。特に、不使用取消事由は厳格で、正当な理由なく1年以上継続して使用していない場合には、取消事由となっていた。しかし、使用準備期間を考慮すると極めて短く、外国との均衡をはかるため、90年の法改正により3年に改められた。

台湾における商標権の取消に関しては、審判とは別個に規定している（第31条）。商標権の取消事由は、(イ)自己の登録商標に変更もしくは付記を行ない、他人の商品と同一または同類の商品に使用する登録商標と類似するに至ったとき、(ロ)登録後2年間* 正当な理由** なしに登録商標を使用せず、または使用を停止*** してから2年を経過したとき、(ハ)商標権の移転から1年を経過してもなお、登録申請をしなかったとき、(ニ)第26条の規定に違反して他人に使用許諾を与え、または許諾を受けた者が使用の条件に違反していることを明らかに知りながら、これに干渉を加えなかったときである。

* 従来は、登録後1年以上不使用の場合には取消事由に該当するとされていて、実務上、工場建設等の要因により1年以内に商品を生産することが困難な場合が多いことを考慮し、1983年の法改正により2年に延長されている。

** 不使用正当理由とは、商標権者が、事実上の障害または自己に帰することができない事由により、当該商標を使用した指定商品の生産、製造、加工、選択、卸売、または仲買をすることができないことをいい、具体的には、海運の断絶、原料の欠乏、または天災地変により工場の建物、機器等が重大な損害を受け、一時的に生産または販売等をすることができないことをいう（行政裁判所1966年11月29日判字第301号）。

また大陸人民の既得権保護および大陸回復後の紛争を回避するため、不使用正当理由に該当するとされた事例として、1959年10月26日付台（48）経字台60810号令「大陸撤退前各製造販売業者が前商標局に登録した商標で、その存続期間満了後、商標権者が大陸の被占領地区に居住しているため、登録の更新出願をすることができないものについては、その商標権を引き続き保護する」に該当する場合がある（1969年7月22日1969年度判字第254号判決）。

*** 登録商標の使用停止に該当するとされた事例として、「化学品」を指定商品とする登録商標を所有していたにもかかわらず、「化学品」に属しない「毛染剤」について当該登録商標を使用している場合には、登録商標の使用を停止したものと同一に解されるべきであるとして、利害関係人による商標登録の取消が認められた事例（1969年3月13日1969年度判字第87号判決）がある。

これらの取消は、商標権者による取消申請、商標主務官庁の職権、または利害関係人*の請求によってなされる（第31条）。職権による取消を認めているのは、他の出願人の権益を保護しつつこれを妨げないようにするためにある。

* 「利害関係」は、現に存在する権利または合法な権益が影響を受けることを意味する（行政裁判所1961年判字第36号）。

取消処分が確定した場合、商標権者は、取消の日から3年以内に、同一または同類の商品に係る原登録商標と同一または類似の商標について登録出願、譲受け、または使用許諾を受けることができない（第31条第4項）。なお、取消処分に不服があるときは、処分の日から30日以内に訴願提起できる（第32条）。

香港では、利害関係人が登録官または裁判所に申請することによって登録を抹消する（第37条）。登録抹消理由は、(イ)商標登録出願人が指定商品に関し商標を信義誠実に使用する意思*がないにもかかわらず、商標登録がなされ、抹消申請の1月前の日までに、所有者が商標を実際に指定商品に善意に使用したことがないとき、(ロ)商標の所有者が申請の1月前の日までに5年以上継続してその商品にその商標の善意の使用をしなかったときである。ただし、商標権者が、(イ)の日前または(ロ)の期間内にその商標の善意の使用を証明した場合には、不使用に基づく抹消申請は却下される（第37条(1)(b)但書）。また、登録使用権者による善意の使用は商標権者の使用とみなされる（第30条(2)）。

なお、裁判所に申請するか登録官に申請するかは、原則として申請人の選択に委ねられている（第80条）。

利害関係人による登録抹消請求およびその登録抹消理由については、シンガポールにおいても同様である（第40条、第25条）が、申請を裁判所にすることが要求されている点で香港と異なる。

* 信義誠実な意思（シンガポール第40条(a)）の解釈に関する事例として、Davidoff Extension S. A. v. Davidoff Commercio E Industria Ltda. 事件がある（[1988] 1 MLJ 234, [1988] 3 IPA, p. 26）。Davidoff グループの一員である訴外 Bluebell (HK) Ltd. が商標「DAVIDOFF」を登録出願したところ、被告の登録商標を引用されて拒絶されたので、Davidoff グループの一員である申請人が、被告は商標「DAVIDOFF」の正当な所有者ではないため、その使用は信義誠実なものではなく欺瞞的であるとして、被告の登録抹消を請求した。被告は、拒絶された出願の出願人は訴外 Bluebell (HK) Ltd. であって、申請人は利害関係を有しないと反論した。これに対し、裁判所は、(イ)申請人は、Davidoff グループを通して、シンガポールにおける商標「DAVIDOFF」の権利者である、(ロ)被告の出願時において、申請人の商標はシンガポールにおいて保護に値すべき十分な名声を獲得していたので、被告は登録適格を有しない、(ハ)被告の同商標の使用は欺瞞的である、として、被告の商標登録の抹消を認めた。

なお、香港における特異な規定として、外国商標の濫用防止のための規定がある。即ち、外国の商標所有者は、その所有する商標と同一または類似の商標でかつ同一の商品について出願された場合、登録官に対し、異議申立を

することができる（第23条）。ただし、外国の商標が香港において第三者が最初に使用した日以前に、当該外国に登録されていることが必要である。また、かかる第三者的商標が既に香港に登録されているときは、その登録の日から7年以内であれば、その登録の取消を裁判所に求めることができる（第53条）*。

* これら23条および53条の規定は、香港商標条例の改正案で見直しが検討されている（Henry J. H. Wheare, "Hong Kong: Proposed Amendments to the Trade Marks Ordinance" [1989] 4 IPA, pp. 15~17）。

2. 審判制度

韓国には、上述の商標登録の取消審判の他、無効審判（第71条）、および抗告審判（第78条）の審判制度がある。無効審判の請求事由は、実質的には我が国におけるそれと同様であり、1990年の法改正で指定商品ごとに請求できるようになった。抗告審判は、査定または上記審判の審決を受けた者が不服があるときに請求する審判である（第78条）。取消審判は、利害関係人のみ請求適格があり、無効審判は利害関係人と審査官が請求できる（第71条第1項）。また、私益的無効理由には5年の除斥期間が設けられており（第76条第1項）、一定の取消事由についても3年の除斥期間がある（同条第2項）。

台湾には、無効審判と確認審判がある。無効審判は、商標登録または更新登録が法律の規定に違反してなされたときに、利害関係人または審査官が請求できる審判であり（第52条），無効理由は、利害関係人が請求できる理由（第31条第4項、第36条、第37条第1項第1号または第42条第2項後段）と審査官が請求できる無効理由（第4条、第5条、第22条、第31条第4項、第37条第1項第1号ないし第13号、ただし第11号を除く、第42条第2項後段）とに分けられる*。

* 1983年1月28日の改正により、利害請求人の請求理由から第4条、第5条および第22条が削除され、審査官の職権による無効理由として新たに第22条および第36条が追加された。

また1989年の法改正により、公衆を欺くおそれがあることを理由とする無効審判では台湾に登録されている商標の商標権者が、公衆の誤認を生ずるおそれ

があることを理由とする場合には台湾に登録されている商標の商標権者または台湾未登録でかつ先使用商標の所有者が、利害関係人と認められることになった（第52条第4項）。

また更新登録については、利害関係人または審査官の区別なく無効審判を請求することができ、その理由は公益的無効理由と正当理由なき不使用に限られる（第25条の1）。一定の理由による無効審判には2年の除斥期間* があり、登録公告の日から2年経過した後は、無効審判を請求できない（第53条）。

* この除斥期間は、1983年1月26日の法改正により、3年から2年に短縮されている。

確認審判は、商標専用権の範囲を確認するために、商標権者または利害関係人が請求できる審判である（第54条）。

審判は、主務官庁の長が指定する3名以上の審判官によってなされ（第55条）、原則として書面審理であるが、必要があると認められる場合は口頭審理もなされる（第56条第1項）。また、参加制度（第57条）や一事不再理の原則（第59条）も採用されている。審決に不服がある場合は、経済部に対し、30日以内に訴願を提起できる（第58条）。その他、訴願を提起できる理由としては、商標専用権の取消処分を受けた場合（第32条）、拒絶査定または出願公告決定の取消処分に不服がある場合（第44条）、異議申立の決定に不服がある場合（第50条）である。

香港およびシンガポールには、主務官庁内の審判制度はない。裁判所に対する訴の提起がそれに代わる制度である。

訴因は、登録官が出願を拒絶した場合または条件付きで登録を認めた場合（香港第13条(4)、シンガポール第11条(3)）、登録官の異議申立に対する決定に不服がある場合（香港第15条(5)、シンガポール第19条(5)）、登録官の商標の移転に関する決定に不服がある場合（香港第41条(7)、同第43条(2)、シンガポール第42条(8)、同第43条(1)）、登録官の登録原簿の訂正に関する決定に不服がある場合（香港第50条(3)、同第54条(3)、シンガポール第37条(3)、同第61条(2)）、登録官の登

録商標の変更に関する決定に不服がある場合（香港第51条(3)，シンガポール第38条(3)），登録官の登録使用権者の登録に関する決定に不服がある場合（香港第62条，シンガポール第30条(11)），登録官の証明商標に関する決定に不服がある場合（香港第65条(6)，同第69条(3)，シンガポール第68条(7)，(11)，(16)）等である。なお，商品の属すべき商品区分の決定については不服を申し立てることはできない（香港第8条(2)，シンガポール第9条(2)）。

さらに，香港およびシンガポールには確認審判的な性質を有する申請がある（香港第53条(2)，シンガポール第40条(2)）。即ち，申請の1月前の日まで5年以上継続して登録商標が指定商品のいずれかに使用されていないことが示されたとき，その登録の効力が申請人の使用に係る商標に及ばないことを確保するための制限が課せられる場合である。これは申請人の善意の使用に係る商標が先行商標と同一または類似であっても登録の競合を認められる場合（香港第22条，シンガポール第25条），あるいは指定商品の一部に不使用事実がある場合等に，有用である。

VI 不正競争と詐称通用

他人が正当な権原なく登録商標と同一類似の関係に立つ商標を指定商品（あるいはその類似商品）に使用した場合，商標法上の権利侵害として差止請求ができる。しかし，かかる範囲においてしか権利侵害が認められないものであれば，著名商標の保護としては十分とはいえない。このためアジア NIEs では，コモン・ロー上の「詐称通用訴訟（“passing off”action）」または不正競争防止法により，未登録の著名商標を保護している。

そこで，以下において不正競争と詐称通用について検討する。

1. 韓国

韓国では不正競争防止法により、未登録著名商標を保護しており、その要件は我が国とほぼ同様である。韓国における不正競争防止法は、1961年12月30日に制定されて以来、二十数年間一度の改正もなかったが、86年12月31日法律第3897号として、全文改正され、翌87年1月1日から施行されている。これは、韓国における経済活動の飛躍的発展に伴い、不正競争行為の効率的規制をすることにより、国際間の通商摩擦を減少させるとともに、国際信義の高揚と一般消費者の保護を目的としている。主たる改正点は、次のとおりである。

(1) 不正競争行為の定義

従来は、不正競争行為として「商品の販売、頒布および輸出」と規定されていた（第2条第1号、第3号ないし第5号）が、今回の改正により「輸入」も不正競争行為として規定されるに至った。また品質誤認行為における「商品の品質、内容または数量」に「製造方法、用途」を追加した（第5号）。これらによって、不正競争行為の範囲を拡大し、規制を強化している。

(2) 不正競争審議委員会の新設

不正競争行為の防止等に関し、特許庁長の諮問に応ずるため、特許庁内に不正競争審議委員会が1987年7月1日新設された。同委員会は、特許庁次長が委員長となり、10ないし20名の委員は特許庁長が任命・委嘱する。その目的は、(イ)不正競争行為防止のための総合的対策の樹立、(ロ)不正競争行為防止のための是正勧告に関する一般的処理指針の樹立、(ハ)その他不正競争行為防止のために特許庁長が必要であると認める事項にある。したがって、不正競争行為防止のための一般的な対策と処理指針の樹立がその主たる活動であるため、個別具体的な不正競争行為に対する調査行為および是正勧告行為は、特許庁内に87年末に新設された調査課が行なうことになった。また調査課は告発権限も有している（第6条）。

(3) 外国人に対する適用規定

旧法下では、韓国内に住所または営業所を有しない者は、条約等の規定がある場合を除き不正競争行為の差止請求、損害賠償請求等をすることができない旨規定されていた（旧法第5条）。しかし、新法では、パリ条約の同盟国内に住所または営業所を有する者は、不正競争行為に対し差止請求等をすることができる旨明定された（第8条）。

(4) 罰則の強化

旧法下では、一般的な不正競争行為に対しては2年以下の懲役または50万ウォン以下の罰金が科せられていた（第8条）。これが新法では2000万ウォン以下の罰金に大幅に加重されている（第13条）。

2. 台湾

台湾においては不正競争防止法により、未登録の著名商標を保護しようとしているが、同法は、独占禁止法と併せ「公正取引（公平交易）法」として、現在立法院で審議中であり、1986年政府法案が立法院に提出されて以来、すでに3年以上経過した現在もなお、立法院の承認を経ていない。

同法案中、不正競争は、第5章において、第17条から22条までの6条から構成され、不正競争行為の類型として、(イ)第18条に規定する不正競争行為、(ロ)他人の標示を模倣する行為（第19条）、(ハ)虚偽、不実、錯誤に陥りやすい表示（第20条）、(ニ)営業の信用、名誉を傷つける不実宣伝（第21条）、(ホ)その他不正競争行為（第22条）があり、(ロ)第19条の他人の標示を模倣する行為として、(a)周知氏名、商号、商標、容器、包装その他の標記を商品に無断使用する行為、(b)周知氏名、商号、標章、営業表示、サービスマークをサービス、施設、活動に無断使用する行為の他、(c)未登録の外国著名商標の模倣行為があげられている点に特徴がある。

この不正競争防止法は未だ成立していないため、不正競争行為をした者は、一般法たる民法184条の規定による損害賠償請求、および、刑法第19章「農

「工商業妨害罪」（第253～255条）による刑事責任を課される。当該不正競争行為をした者は、中央標準局により、管轄の地方検察庁へ送検され、模造品または法廷規格外の商品を製造または販売した事実があるときは、それを新聞に公表し、世論をもって制裁を受け、併せて需要者が欺瞞されないよう、措置が講じられている。

特別法として、不正競争の防止をはかる法律としては、「輸出貨物の商標模倣および原産地偽表示防止弁法」がある。この弁法は、1981年4月25日に公布され、即日施行の予定であったが、準備作業が追いつかず、施行は同年8月1日に延期され、86年2月17日に改正され、現在に至っている。これは、商標模倣品の輸出防止を主目的としており、商品を輸出する際にはすべてそこに付されている商標を申告しなければならず、商標が付されていない場合にも「無商標」と申告しなければならない（第2条）。また商標を申告する際当該商標を使用することについて商標権者（輸出国である台湾若しくは仕向国または双方）の同意書を提出する必要があり、未登録商標を使用する場合は、バイヤーズ・ブランドまたは模倣商標でない旨の誓約書を提出する必要がある（第3条）。

これらの規定に違反した場合は、輸出認可の剝奪、一定期間の輸出禁止等の行政処分がなされ、刑事事件として裁判所に送検される場合もある（第13条）。

なお、同弁法の制定に先立って、台湾の模造事件の急増に伴い、模造事件の防止対策として、1981年3月12日に経済部の下に特別対策本部として「経済部查禁偽冒商品小組」が設置され、この運営の法的根拠として、同弁法が制定されている。同弁法は、商標模造の輸出品と原産地虚偽表示の取締りについて規定しているが、同小組は、広義の模造品に該当すれば、特許、意匠、著作権の侵害事件の取締りや、外国有名ブランドの模造品にも、協力的である。

台湾においては上述したとおり、不正競争防止法が成立していないが、第1審で法源として、西ドイツの不正競争防止法を引用し、実質的に最高法院

も不正競争の成立を認めた珍しい事例 Pentel Corporation Ltd. v. Seyo Enterprise 事件がある*。

* 被告は、商標が「ENJOY」と「PENTEL」である点で相違しているが、原告の製造・販売に係る修正液とサイズ、形状、色彩、ラベル、印刷においてほぼ同一の「修正液」を販売していたので、原告は、台湾民法の一般的不法行為に基づき訴訟を提起した。第1審では、容器はサイズにおける微差を除き同一であり、被告の包装は原告のそれを模倣したものである。かかる模倣に対する救済は、台湾の国際化および自由化の政策に合致するとして、西ドイツ不正競争防止法第1条および16条を引用して、原告が勝訴した。次いで、控訴審では、容器が実質的同一であり、ある者が他の者の包装を模倣すれば、不正競争を生ずることは認めたが、PENTEL は意匠特許の登録がなく特許法上の保護を受け得ず、また商標は明らかに相違するから、出所混同を回避するに充分であるとして、原審を破棄したので、原告は最高法院に上訴したところ、最高法院は、出所混同の可能性は法律問題であり、原審は法律適用を誤った違法があるとして、破棄差戻を命じた事例である (Supreme Court Dec. 23 1988 unreported, [1989] 2 IPA, pp. 30~31, 「不正商品取締りに関する最高法院判決」, AIPPI Bulletin, 第31号, p. 5)。

3. 香港およびシンガポール

イギリス法系の諸国では、著名な登録商標が指定商品以外の商品について正当権原なしに他人により使用された場合、商標権に基づく権利行使ができない。かかる場合には、不正競争防止法による保護ではなく、詐称通用訴訟による保護がなされる*。詐称通用行為は、(イ)原告の名声**, (ロ)被告の表示行為***, (ハ)原告の損害または損害の可能性**** の3要件によって成立する (Michael D. Pendleton, "The Law of Intellectual and Industrial Property in Hong Kong, p. 19)。

* Pendleton は、詐称通用行為と不正競争行為との関係を、不正競争はある商業上の財産たる「事物(thing)」があれば足り、被告の商品の不実表示は必ずしも要件ではなく、保護は原告のグッドウィルを越えて製品の不正流用に対する損害である点において、詐称通用行為と異なるとしている (Michael D. Pendleton, "The Evolving Law of Unfair Competition," p. 76)。

また、イギリスは、他のEC諸国とのハーモナイゼーションの潮流から、不正競争防止法的な思想を採り入れつつあることを批判し、不正競争防止法による保護は独占権を創設し自由競争を制限しやすい、マスメディアによる広告に依存しやすい、消費者の保護よりも競業者の保護がはかられやすい、準財産権は虚偽の法的由けが伝統的ななされやすい、という四つの危険を指摘している（同上、p. 86）。

** 原告の名声については、*Commercial Trade Mark Services SA v. Commercial Investigations Services & ors* (HCA No. 10950 of 1982) がある。この事件は、1972年以来、原告は、香港において *Commercial Trade Mark Services (Hong Kong) Ltd.* の名称の下で産業調査サービスを営んでおり、80年まで当該分野を独占していたところ、被告会社が、*Commercial Investigation Services* の名称で参入してきたので、同名称の使用禁止を求めて訴を提起した事件である。争点は、原告の名称が、secondary meaning を獲得したか否かにあり、原告が勝訴している。その理由としては、原告は72年から82年の過去10年間に、当該狭小な業界内において“*Commercial Trade Mark Services*”の使用により名声を獲得した、との一応の証拠がある。したがって、競業者が“*Commercial Trade Mark, Trade mark Services, Commercial Services*”を結合して使用した場合、出所の混同を生ずるおそれがある、との点にある。

また、外国における名声によって香港での詐称通用訴訟が認められるか否かが問題となるが、外国取引者と香港の密接な関係 (sufficient connection) が必要とされる。その厳格な解釈がなされた事例としては、*Rox Industrial v. Japan Stationery* 事件がある。ここでは、原告たる外国法人による香港での取引が必要条件であり、外国における名声を獲得したとしても、次に輸出仕向国である香港での名声および誤認混同の可能性の立証が必要であるとされた事例である ([1966] *HKLJ*, p. 145)。これに対し、寛容な解釈がなされた代表例は、*J C Penney Co. Inc. v. Pennys Ltd.* 事件である ([1975] *HKLJ*, p. 598)。原告はアメリカにおける大規模小売業者であり、現地従属会社を保有していたが、香港では未だ小売業を開始していない状態であった。しかし「原告は香港における小売の名声を未だ構築していないが、香港において既に業務を開始しており、救済される適格がある」とした先例を引用し、原告に帰すべき信用価値の毀損等により損害の可能性を認めた事例である。

なお、シンガポールにおける詐称通用訴訟において、世界的雑誌である「TIME」誌やシンガポール航空の機内雑誌における広告ではシンガポール国内における名声獲得には至っていないとされた事例として、*Jordache Enterprises Inc. v. Millennium Pte. Ltd.* 事件がある (decision of the High Court, Jan. 10 1985, Suit No. 5430 of 1982 (unreported), 76 *TMR*, p. 352)。

*** 被告の表示行為に関し、誤認混同の意思は重要な要素ではない、とされた事例として、Kjeldsen v. HK Peggy Foods (HCA No. 165 of 1981) がある。さらに、誤認混同の可能性立証のリーディング・ケースとしては、上述の Rox Industrial v Japan Stationery がある。このケースは、香港における原告の名声に関する証拠がなく、したがって、香港における公衆の混同の証拠がない、とされた事例である。

**** 損害または損害の可能性については、Lego Systems A/S v. Lego M Lemelstrich Ltd. がある ([1983] FSR, p. 155)。この事例は、被告が園芸用具に使用する商標「Lego」は、原告商品が子供用玩具であっても、ともに家庭用である点で共通するから、公衆の誤認混同および損害の可能性がある、と判示された事例である。

まとめ

以上、主として商標法の主要項目について比較、検討してきたが、近年におけるアジア NIEs の法整備の内容をまとめると、以下のとおりである。

韓国は、我が国の法制を基調としつつ国際的な法制を企図し、すでに不正競争防止法およびサービスマーク登録制度を導入し、さらにニース協定加入・国際分類の採用を間近に控える等、経済力のみならず、法制の近代化により大国としての地歩を着実に固めつつあり、すでにアメリカ通商代表部の年次報告書には、通商摩擦の要因として、商品標識に関するものは記述されていない。

台湾は、外国商標に関する制約が未だ多いが、近年問題になっている模造品対策を中心として、侵害者への刑罰の加重や外国人に優越的保護を与えることにより、通商摩擦を解消しようとしている。

また香港およびシンガポールも、判例法の蓄積とともに、イギリス法系の合理的法制としてオーストラリアおよびカナダの法制をも考慮した法整備がなされ、近々サービスマーク登録制度を導入することを検討している。

このように、アジア NIEs は、それぞれの方法により法整備をはかってい

るが、同じ商標登録制度といっても、使用主義を基調とするイギリス法系の香港およびシンガポールと、登録主義を基調とする日本ないしドイツ法系の韓国および台湾とでは、登録が権利の確認と権利の創設という点で相違があることは否めない。

特に、韓国や台湾にあっては、我が国と同様、類似概念や審査基準を導入することにより、出所混同範囲を画一的に擬制、拡大しているが、画一的な類似概念のみによって登録の許否が決定されると、審査処理の促進という利点があるが、先願の登録商標がある場合、価値ある商標の登録が困難となり、かえって商標の保護に欠けるおそれがあるので、類似概念の柔軟な解釈が必要である。この意味では、二重登録を認める香港、シンガポールは、具体的妥当性のある解決をはかっていくことができるといえよう。

また商標と使用との関係に目を転ずるならば、いずれの法制をとろうとも、商標法の保護法益が商標の使用により商標に化体する信用の保護にある以上、商標が使用されていないかぎり、保護に値しない。この点は、使用主義を基調とする香港、シンガポールにあっては勿論のこと、登録主義を採用する韓国、台湾にあっても、使用主義的修正あるいは使用強制という色彩が散見される。しかし、不使用商標の取消については、不使用期間が、韓国は1年（ただし、1990年の法改正により、3年に改められた）、台湾が2年、香港およびシンガポールが5年と大きな開きがあるが、短期であることは、特に外国の商標権者にとって製品の市場導入との関係から極めて不利であり、より長期の法制化、あるいは不使用正当理由の拡大が望ましい。

なお、自国商品の国際的流通を勘案して「輸出」が使用行為にあたる点、および、外国著名商標の冒用出願を排除するために外国著名商標に登録拒絶効力を認める規定あるいは解釈を有する点に、アジア NIEs 共通の特徴が見い出せる。

<参考法令>

[韓国]

- (1) 「大韓民国商標法」特許庁編『外国工業所有権法令集』第3巻, 535ページ。

[台湾]

- (1) 「台湾商標法」特許庁編『外国工業所有権法令集』第5巻, 776(15)ページ。

- (2) 「台湾商標法施行細則」特許庁編『外国工業所有権法令集』第5巻, 776(25)ページ。

- (3) 台湾国際専利法律事務所訳『商標法』1983年1月26日改正公布。

- (4) 台湾国際専利法律事務所訳『商標法』1985年11月29日改正公布。

- (5) 「台湾・商標法施行細則」AIPPI(1988), 第33巻第1号, 46ページ。

[香港]

- (1) Trade Marks Ordinance 1955 Cap 43, 1986 Rev. Ed.

- (2) Trade Marks Rules 1955 Cap 43, 1987 Ed.

- (3) Trade Descriptions Ordinance 1981 Cap 362 1987 Rev. Ed.

[シンガポール]

- (1) Trade Marks Act 1939 Cap 332, 1985 Rev. Ed.

- (2) Trade Marks Rules S.L. Supplement No. 17 Feb 16, 1968, p. 91

<参考文献>

[全般]

- (1) B. Trade Activities, Inc., *Trademarks Throughout the World*.

- (2) Octroobureau Los En Stigter, Amsterdam, *Manual for the handling applications for Patents, Design, Trade Marks throughout the world*.

- (3) AIPPI日本部会発行、「同上」日本語版。

- (4) USTR, *1987 National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS*.

- (5) USTR, *National Trade Estimate: 1986 Report on Foreign Trade Barriers*.

- (6) 松原伸之「AIPPI第13回総会報告—ロンドン—議題86 ブランド商品の模倣行為を排除する手段について」(AIPPI, 第31巻第9号, 1986年), 15ページ。

- (7) 岡部正夫「模造品の実態と防止対策活動について」(AIPPI Bulletin, 第7号), 1ページ。

- (8) 木村三朗「商標制度の国際的ハーモナイゼーションの動向について」(AIPPI Bulletin, 第16号), 1ページ。

- (9) Samson Helfgott, "Genuine Unauthorized Goods," [1986] 3 EIPR, p. 70.

- (10) Steve Stern, "The parallel importation of 'trade marked' goods," [1986] 9 EIPR, p. 259.

- (11) E. Aracama Zorraquin, "On Counterfeiting and How to Combat it,"

[1986] 12 *IP*, p. 482.

〔韓国〕

- (1) 金明信「韓国の知的所有権分野の現況(1)(2)」(『特許管理』第38巻第3号, 297ページ, 第4号, 443ページ)。
- (2) Korea Johnson Co. Ltd v. Aero Chemie Co. Ltd, Supreme Court, Case No. 87 Da-Ka 90, April 12, 1988, [1988] 10 *IPA*, pp. 26~27.
- (3) In re ZENITH trademark, 1988年9月24日審決, [1989] 1 *IPA*, p. 23.
- (4) Stephen Bigger, Cancellation Action v. Renewal of Well-Known Foreign Trademark, 77 *TMR*, p. 148.
- (5) Supreme Court precedent on likelihood of confusion or deception as to source, [1988] 9 *EIPR*, p. D-201.
- (6) Proposed revision of intellectual property laws, [1988] 11 *EIPR*, p. D-237.
- (7) 康東壽・康一字訳「商標法改正法律(案)立法予告」(*AIPPI*, 第34巻第8号), 452ページ。
- (8) In re PARKER Trademark Application, [1988] 5 *IPA*, p. 27.

〔台湾〕

- (1) 日本特許協会編集発行『台湾における工業所有権事情』, 1984年1月20日。
- (2) 財団法人交流協会発行『台湾の知的所有権法』, 1988年3月31日。
- (3) 小島庸和「台湾における商標の保護」(『亜細亞大学アジア研究所紀要』第10号), 1983年。340ページ。
- (4) 小島庸和「台湾商標法の改正」(『発明』1983年5月号), 68ページ。
- (5) 賴計輔「台湾: サービスマーカの定義/使用方法及び営業種類の分類」(*AIPPI*, 第28巻第1号), 61ページ。
- (6) 賴計輔訳「中華民国商標法改正のお知らせ」(*AIPPI*, 第28巻第2号), 29ページ。
- (7) 賴計輔訳「中華民国(台湾)商標法」(*AIPPI*, 第28巻第3号), 第46ページ。
- (8) Pentel Corporation Ltd. v. Seyo Enterprise, Supreme Court, Dec. 23 1988, unreported, [1989] 2 *IPA*, pp. 30~31; *AIPPI Bulletin*, 第31号, 5ページ。
- (9) 台湾高等法院刑事判決1985年度上字第1006号(『民事法律専題研究』(四), 388ページ, 付録(二)中華民国有関電腦著作権判決(二))。
- (10) 最高裁判所刑事判決1984年度台上字第6535号(『最高法院民刑事裁判選輯』), 816ページ。
- (11) 法務部書簡, 1983年2月2日, 法(72)檢字第1189号。
- (12) 商標有欺罔公衆或致公衆誤信之虞之審查基準(核定本)。
- (13) 商標近似審查基準(核定本)。
- (14) 商標法条文部分修正草案總説明, 1985年。

- (15) 『最高法院民刑事裁判選輯』, 796ページ, ペプシコ「No. 1」事件, 番号不詳。
- (16) 商標法部分条文改正草案総合説明, 1983年。
- (17) 曾陳明汝「再論商標之實際使用與繼續使用—案例分析—」(『1987年台大法学論叢』, 97ページ。)
- (18) 「台灣における工業・知的所有権保護強化の動き」(『国際商事法務』15巻4号, 1987年, 290ページ。)
- (19) Elson Pow and John S. Lee, "Taiwan's Anti-counterfeit Measures: a Hazard for Trademark Owners," 72 *TMR*, p. 157.
- (20) Robin J. Winkler, "Trademark Law Amendment," [1989] 6 *IPA*, p. 22.
- (21) Ford US v. Jen Chung Lee, [1988] 5 *IPA*, p. 29.
- (22) Executive Yuen Requires MOEA to bear burden of proving non-distinctive (Decision of T'AI (77) Su Tzu No. 24132) [1989] 4 *IPA*, p. 40.
〔香港〕
- (1) Michael D. Pendleton, *Law of intellectual and Industrial Property in Hong Kong*, Butterworth, Hong Kong, 1984.
- (2) Michael D. Pendleton, "The Evolving Law of Unfair Competition," *Experts From Law lecturer for Practitioners 1982*, The Hong Kong Law Journal Limited, 1982.
- (3) W. R. Cornish, "The Passing-Off Action in English Common Law," [1982] 5 *IPA*, p. 186.
- (4) Fiona Clark, McDonald's Hamburgers Ltd. v. Burgerking (UK) Ltd. [1985] 9 *EIPR*, p. 264.
- (5) "Opposition Proceedings-Reputation Without Use-Foreign Registration and Section 23," 74 *TMR*, p. 87.
- (6) 「香港における知的所有権保護の現状」, *AIPPI Bulletin*, 第16号, 6ページ。
- (7) Wienerwald Holding A. G. v. Kwan, Wong, Tan and Fong, 20 Jan 1979, HK High Court, [1979] *FSR*, p. 381.
- (8) In re PARK DRIVE Trade Mark (Supreme Court of Hong Kong, MP No. 288 of 1988), [1988] 7 *IPA*, 22.
- (9) Robin M. Bridge, "Criminal Penalties in Hong Kong for Applying False Trade Descriptions and Related Offences: An Hiatrical Perspective," [1989] 3 *EIPR*, p. 106.
- (10) Henry J. H. Wheare, "Hong Kong: Proposed Amendments to the Trade Marks Ordinance," [1989] 4 *IPA*, p. 12.
- (11) The Polo/Lauren Co., Polo/Lauren Corp., Polo/Ralph Lauren (HK) Co., Ltd, v. Surplusway Ltd, Spica Leather Goods Co. Ltd & Lau Ching Ho, [1988] 9 *IPA*, pp. 21~22.

- (12) In re MEPTIN Trade Mark, Supreme Court of Hong Kong, 1988 MP No. 2102, January 17, 1989, [1989] 3 IPA, pp. 21~22.
[シンガポール]
- (1) Reebok International Ltd. v. Royal Corporation, High Court of SP, Suit No. 1685/88, Nov. 11 1988, unreported, [1989] 1 IPA, pp. 29~30.
- (2) Danish Fancy Food Group A/S v. Hock Send Food Pte Ltd, High Court of SP, Suit No. 2129 of 1988, Nov. 24 1988, [1989] 2 IPA, pp. 29~30.
- (3) Reebok International Ltd v. Ng Whye Tho, [1988] 2 MLJ, p. 287; [1988] 7 IPA, p. 29.
- (4) Ng Chey Mong Pte. Ltd. v. Public Prosecutor, High Court, Magistrate's Appeals Nos. 124 and 197 of 1987, 29 Feb. 1988, [1988] 8 EIPR, p. D-179.
- (5) Jordache Enterprise Inc. v. Millennium Pte. Ltd., Suit No. 5430 of 1982, Jan 10, 1985, [1985] 1 MLJ, p. 281, 76 TMR, p. 352.
- (6) Heblein Inc. & Anor. v. Peterson Simons & Co. (S) Pte. Ltd., Civil Appeal No. 41 of 1981, April 4, 1984, [1985] 1 MLJ, p. 177.
- (7) Hille International Ltd. v. Tiong Hin Engineering Pte. Ltd., Civil Suit No. 595 of 1979, Oct 22, 1982, [1983] 1 MLJ, p. 145.
- (8) Fraser & Neave Ltd. v. Yeo Hiap Seng Ltd., Civil Suit No. 404 of 1978, Nov. 10, 1981, [1982] 1 MLJ, p. 122.
- (9) Clairol Incorporated v. Too Dit Company, Civil Suit No. 2851 of 1976, Feb. 6, 1980, [1980] 2 MLJ, p. 112.
- (10) Malaysia Dairy Industries Pte. Ltd. & Anor. v. Yacult (Singapore) Pte. Ltd., Suit No. 1159 of 1979, Aug. 14, 1979, [1980] 1 MLJ, p. 202.
- (11) H.S. Rao & Anor. v. Abdul Wahab & Co., Motion in Suit No. 3403 of 1978, July 27, 1979, [1979] 2 MLJ, p. 168.
- (12) Ng Chye Mong Pte. Ltd. v. Public Prosecutor, Magistrate's Appeals Nos. 124 and 197 of 1987, Feb. 29 1988, [1988] 2 MLJ, p. 150.
- (13) Alban Kang, Singapore: Trademark Law v. Parallel Imports — A Question of Content and Quality," [1989] 2 IPA, p. 6.
- (14) Davidoff Extention S. A. v. Davidoff Commercio e Industria Ltda, [1988] 1 MLJ, p. 234., [1988] 3 IPA, p. 26.
- (15) In re Arnold D. Palmer Trade Mark Application, [1988] 2 IPA, p. 31.
- (16) Ng Chye Mong Pte. Ltd. v. Public Prosecutor, [1988] 4 IPA, p. 26.
- (17) Tai Muk Kwai & Ors v. Luen Hup Medical Co., [1988] 9 IPA, p. 30.
- (18) In re Givanchy's Trade Mark, [1989] 5 IPA, pp. 28~29.